

第五十一回国会 法務委員会

議録 第三十四号

(五六五)

昭和四十一年五月十日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 井伊 誠一君

理事 坂本 泰良君

理事 細迫 兼光君

鐵治 良作君

田中伊三次君

千葉 三郎君

濱野 清吾君

横山 利秋君

志賀 義雄君

出席政府委員

法務大臣

檢事(大臣官房司法課長)

監察官

新谷 正夫君

出席政府委員

専門員

高橋 勝好君

五月十日

委員早川崇君、森下元晴君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として高橋禎一君、鐵治良作君及び稻富稟人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鐵治良作君、高橋禎一君及び稻富稟人君辞任につき、その補欠として森下元晴君、早川崇君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

五月七日

鹿児島地方法務局蒲生出張所存置に関する請願(村山喜一君紹介)(第四一八五号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。
○横山委員 一部を改正する法律案を議題といたします。横山利秋君。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
○横山委員 大臣も先ほど理事会の協議をお聞きになつたと思うのですが、この借地法等の一部を改正する法律案について、本委員会におきまして与党、野党諸君の非常に熱心な質問がございまして、特に私どもが心配をいたしました点は、この法案といふものの趣旨からいって、いやしくも地代、家賃の便乗的な値上がりをもたらさないようにしてもらわなければ困る、こういふことをよくとく申し上げたのであります。横山利秋君。

○石井國務大臣 これが提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいというようなことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○石井國務大臣 これは提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいというようなことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○石井國務大臣 これが提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいといふことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○石井國務大臣 この法案を提出いたしました趣旨は、借地借家人の権益を守り、また同時に無謀な借地借家人等がありますれば、貸し地、貸し家を守るというたてまでございます。こういうものが出来まして、これに便乗いたしまして不当な行動をとるといふようなものを守る趣旨でないことは当然のこととござります。いま横山さんのおつしやつたような点は、十分私ども法によって守つておつしやつたものだと思っております。またそう

いうふうな行動に出たものがありましたならば、必ずこれは法によって守つていただきたいと思っておわけでございます。

○横山委員 本法案の審議過程におきまして、各商工会議所等から本案に対しまして反対の陳情がございました。反対をいたしますゆえんのものはいろいろありますけれども、要するにこの法案が地主並びに大家の利益を阻害するおそれありといふ趣旨だと私どもは考えられるのであります。つまり裏を返して言えば、この法案は地主、家主の利益を擁護するために出されたものではない、むしろ借地借家人の完全な立場とは言いませんけれども、借地借家人のことを考えながら立案をされた、こう推定をできるのであります。その点御異存ございませんか。

○石井國務大臣 これは提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいといふことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○石井國務大臣 これが提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいといふことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○石井國務大臣 これが提案の趣旨を説明申し上げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関するいたしましていろいろな紛争が非常に多くなりました。何とかしてその紛争を解決し、しかもそれを解決を早くしたいといふことを考へまして、そのためには借地借家人も、また貸し異存ございませんか。

○横山委員 ちよつとその辺まだ大臣はつきりと足をかくような感しがしてならないのであります。最後にもう一言、審議促進のために明快なる答弁を願います。

○石井國務大臣 何度も同じことを申し上げるようですが、借地借家人の立場が不正に侵されないようにするのが根本であることは当然で

— 6 —

ござります。同時にまた貸すほうの立場にある人の利益が侵害されることは、決して認めるべき筋でないのでございまして、このほうの利益も守るというのは当然のことでございまして、そういうふたてまえになつておるということを申し上げたわけでございます。

四日の中日新聞によりますと、海底の私有地の問題が名古屋ではたいへんな話題となつておるのであります。これによりますと、名古屋市港区南陽町におきまして「広さ百十七万五千平方メートルの海底」名港管理組合は私有地があるのを知らずに、さる三十九年五月、西一区埋め立て地として、ここに商港ふ頭を建設すると発表、すでに運輸省の港湾審議会でも認められ、あとは埋め立て認可の申請をするばかり。計画では七十二・六万平方メートルを埋め立てて地として、私有地はこれをすっぽり包んでいる。この土地は、いつころ水没したかはつきりしないが、明治三十四年以降、個人名義で登記されていた事実が、名古屋法務局蟹江出張所(鈴木次郎所長)に残っている。土地台帳をみると、その間十二回も転売され、戦後、愛知県海部郡十四山村、住職Aさんの手に渡り、Aさんは、親族十二人の名義で分割、私有したこと。しかし、昨年九月末、名古屋市中区内の某不動産会社に二億數千万円で売る契約をし、さる二月二十四日、名古屋法務局蟹江出張所に所有権移転の登記をした。双方とも、海面下の土地であることを承知のうえ、売買した。」本件につきまして「千葉法務局が千葉港建設事務局の問い合わせにたいし「春分、秋分の日の満潮時に、海面下に没する土地には所有権は認められない」と答えた例がある。このため同出張所が、ことしの春分の日の満潮時に現地を調査してみると、大部分が水没していることがわかつた。」大部分といふことは一部海面上にあるということでありましよう。「しかし同所の位置を示す正確な図面がないばかりか、現場の地理も昔とすかり変わっているた

この四月、愛知県庁の倉庫で明治十七年作成の現地測量図がみつかったが、私有地の地形は現在のものと相当違つており、どちらが正しいかわからぬといふ。Aさんは三十八年度までこの土地の固定資産税を払ってきたが、埋め立て計画の発表された三十九年、課税対象から除外された。港区役所南陽支所が、自治省から「海面下の土地はこんご課税の対象にしない」という通達を受けたため、調査のうえ課税台帳からまゝ消したもの。しかしAさんは「三十八年まで納税したのは所有権が認められていた証拠」と主張する。管理組合もかつてはあつたが、Aさんも「いまさらあとへはひけない」というわけ。そこで鈴木名古屋港管理組合副管理者の談話では、「埋め立て計画は全体に手控えており西一区はとくに急ぐ必要もない」ので結論が出るまで静観する」とあります。要するに海底の土地は私有地であつて、そして海面は公海であるから國のものであるといふ争いであり、しかも私有地の人たちは固定資産税も払つておつた。

この新聞以外に調査をしたことによりますと、新聞に載つておりますこの土地は不動産会社が二億数千万円で買ったといふのですが、そのほかにいま現地で農業その他をやつていらっしゃる人たちでこの海底下における私有地をまだ持つておるそうであります。その人たちの分は、話によりますと名四国道建設の際に自分の所有地から土砂を上げさせて、道路公団から百数十万円の補償金を受け取つた、そしてその百四十七万円はすでにそのまま南陽農協に時金をしてある、土地の面は津島土木出張所にあるといふことを言つておるわけであります。したがいまして、先般私が五項目ですかにわたつて質問をいたしまして御調査をお願いしたのであります。が、理論的にもなかなかむずかしい問題でありますと、とてもいさか判断に苦しんでおるような次第

であります。しかしながら、このままでは国並びに管理組合の計画をいたしております商港埠頭を建設することが事実上困難でありますて、國並びに地方自治体としては非常な問題になつてしまひました。この際、蟹江出張所長は調査をすると言つておるのでですが、法務局の調査権並びにそれに対する認定権等は一体どうしたことになるのか、それらを含めて調査の結果の御報告をいただきたいのであります。

○新谷政府委員 問題の名古屋市港区南陽町大字藤高新区千鳥地先と申しますか、この地区の海没しております土地の問題が現在問題になつておるようでございます。前回の委員会におきまして五項目にわたりまして調査するようとにいうことでございましたので、さつそく現地のほうにも連絡いたしまして調べましたところをお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、登記制度が形式審査主義になつておるが、これがはたしていいのかどうかという点でござります。これは一般論としてやはり頭に入れてしまつたときに第三者に対抗するための要件としておかなればならない問題でござりますが、現在のわが不動産登記制度と申しますのは、御承知のように民法によりまして不動産物権が変動いたしましたときに第三者に對抗するための要件として登記制度といふものが見ておるわけでござります。対抗要件でござりますので、実質的に権利の変動があるかないかということは、登記制度とは別個に当時者間の契約その他の法律行為自体によつてきまる事柄でござります。実質的に権利の変動があつたということを前提にいたしまして登記をいたしますれば、第三者にその権利変動をもつて対抗できる。こういうことになつておるわけでござります。したがいまして、登記所といったしましては、当事者間の契約が有効であるかどうかといふうことを実質的に審査する権限は与えられていないわけでございまして、ただ実質上の契約その他の法律行為に基づきまして、権利の変動がありました場合に、それを前提として原因証書をつけ、申請書をもつて登記所に登記の申請

がござりますれば、その書面上の審査だけで登記を受け付ける、こういう仕組みになつておるわけでございます。これを實質審査主義をとりますと、契約そのものが有効であるかどうかといふとまでも登記所が審査することになるわけでございます。そういたしますと、権利変動そのものが単に意思表示だけではなくて、登記がその権利変動の一つの要件として加わつてまいるわけでございます。登記しなければ所有權も移転しないといふうな仕組みになるわけでございます。これはどちらがいいかということは非常に大きな問題でござりますけれども、登記制度ができまして以来わが国におきましては、対抗要件としての不動産登記制度を採用いたしておるわけでございます。そういう観点で、これがいいか悪いかということはもつと根本的に検討した上でないと何とも申し上げられませんし、また長年にわたりまして現在の形式審査主義の不動産登記制度のもとにおいて不動産の登記が行なわれてまいりました経緯にかんがみましても、いま急にこれがいけないといふことを打ち出すとともにいかがかというふうに考えられるわけでございます。

そこで、登記制度に関連する問題といったしまして、かつて土地台帳制度といふものがございました。これは昭和二十五年に税務署から法務局に移管されまして、現在それを法務局で取り扱つております。この土地台帳制度と申しますのは、御承知のとおり地租徵収のための課税台帳でございまので、一應税務官署におきまして一定の土地をだれが持つておるかということを帳簿上明らかにしておいて、これを課税台帳として税金を徵収する、こういうことになつておつたわけでございまして、土地の所有權がどこにあるかということは、

むろん実態的にきまるべき問題でございますけれども、法的に公証される公簿といたしましては、それではまず土地台帳にこれが登録されまして、それではその物件が特定いたすわけでございます。さらにその特定した物件につきまして所有者が変動いたしますれば、今度は登記のほうに移りまして不動産登記によつて権利変動の対抗要件が備えられる、こうしたことになつておるわけでございます。

そこで、土地が一体あるのかないのかといふことがまず問題になるわけでございます。これは建物についても同様のことが言えるわけでござりますけれども、土地がはたしてあるのかないのか、またあつたとしてもその土地の範囲はどの範囲のものであるか、まだどの程度これが特定されるものであるかといふことが、これがます台帳制度によつてきめられるわけでございます。こういふことは、昭和二十五年に法務局のほうで受け継ぎまして、現在それをやつておるわけでござります。

そこで、登記制度と土地台帳制度といふ二つのつながりを考えまして、不動産登記制度の中での台帳制度の趣旨を取り込みましてこれを一本化するということになりました。現在その作業が約半ば進捗いたしておる実情でございます。

そこで、登記所といたしましては、この土地がはたしてあるのかないのかといふのが本件の問題でございます。こういったことについても調査権限は土地台帳制度以降引き継いで登記所が持つておるということになるわけでございます。ただ、実際問題といたしまして、全国のすみずみにまで及びます土地につきまして、これは公簿上把握はいたしておりますけれども、具体的にどこの土地がどうなつておるかといふことは必ずしもすべて登記官の頭の中にあるわけではございません。問題がありますつと調査いたしまして、適正な帳簿

上の処理を行なつていくということにならざるを得ないわけでございます。したがいまして、土地として、陸地の一部として存在したものが海中に没してしまつたというふうな場合、これをどう処理するかといふうことにつきましても、いろいろ調査いたしまして登記所でこの処理をいたすことがあります。

そこで、新聞によりますと千葉法務局の照会に対しまして、法務省民事局から回答が出ておるということでございます。この内容がだいぶ新聞の報道がやや正確を欠いておるようでございます。私どもの調べましたところでは、昭和三十一年の十一月十日に民事局長事務代理の熊本地方法務局長に対する回答がございます。この内容がだいぶ新聞で伝えられておりますものと全く同一のもののように考えられるわけでありまして、この照会の趣旨は「干満の差のある海面に臨接する土地の境界線は、満潮時の線、干潮時の線、またはこの両者の中間線のいずれを取るべきでしょうか。」というのがこの照会の趣旨でございます。これに対しまして、回答は「陸地と公有水面との境界は、潮の満潮位を、その他の水流水面にあっては高水位を標準として定めるべきものと考える。」このように回答いたしております。これが新聞に報道されておりますものであろうと考へられるわけでござります。

そこで、陸地と公有水面の境界をこういふように春分秋分における満潮位をもつてきめるといふことは、一体いつどろからそういうふうになつておるのか、また解説がそれで正しいのかといふ御質問があつたたよに思いますが、これはもうつと大正十一年に内務省から各省次官あつて、さらに道路公団に充つたのではないかと思ひます。その充つたことに対する対価を百数十万円受け取つたといふことでござりますれば、これはおそらく成規の手続を経てそのような措置をいたしておるのではないかと考へられるわけでございます。

九年の六月二日に、課税対象からこの地区が除外されているということが判明いたしました。これは本年の四月八日ごろに登記所のほうで調べた結果、わかつたわけでございます。ただ、地方税法の三百八十七条といふのがございまして、これによりますと、登記簿に記載した事項が事実に相違するため、課税上支障が生ずるときは、市町村長は登記所にその修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができるという規定があるわけでございます。ただいまのように、すでに海面下に水没いたしまして土地でなくなっていると、いうことになりますと、当然市町村長のほうからその趣旨の通知か、あるいは申し出があるべき筋合いであつたろうと思われるのですが、そういう措置がとられていないかたどりうることも判明いたしたわけでございます。

それから、地方自治法の二百六十条によりますと、市町村の町または字の区域を新たに画し、廃止し、変更しようとするときは市町村長が知事にそのことを届け出ることになつております。知事が告示をいたしまして、それによってその区域の設定、廃止、変更が効力を生ずる、こうしたことには地方自治法ではなつておるわけでございますが、そういう措置もとられていないということを判明いたしたわけでございます。

さらに、愛知県庁におきましていろいろ古い文書を調べてみましたところ、千鳥地区の地籍簿、字、分全圖といふものが保管されていることがわかつたわけでございます。これは明治十七年一月調べといふうにその図面に書いてあるようですが、尾張の国海東郡藤高前新田と書きまして、問題の土地が分全圖に残されておる、こういふことがわかつた次第でございます。

さらに、その後、例の伊勢湾台風がありましたときに、問題の土地と藤高前地区との境界になつてると認められます堤防が設置された。その前に、一、二回堤防の改修工事が行なわれたようでございます。尾張の国海東郡藤高前新田と書きまして、問題の土地が分全圖に残されておる、こういふことがわかつた次第でございます。

ものか、あるいはそのまま堤防の改修のみをやつたのか、その辺の経緯が少し判明いたしませんで、これを現在まだ調査いたしているようですが、建設省の中部地方建設局のようでございますが、ないようでございますので、まだ少し時間をかけなさいます。なかなか古いことでござりますので、必ずしも十分な資料が関係当局に——これは地区を中心としてどうするかということを照会し、さらに、元南陽漁業協同組合に対しまして、この千島地区におけるノリ漁等の実態がどうなつておつたかということも、沿革的に重要な問題でありますので、こういうことも調べたい。さらに、名古屋港の管理組合の管理者に対しまして、名古屋港の港湾区域等がどういろいろに変遷しているかということを照会してみようという準備を現在いたしております。また、建設省中部地方建設局の堤防改修の際ににおける状況が、ただいま申し上げましたように必ずしも明白ではありませんので、海岸法に基づく海岸保全区域の指定について調査して、その保全区域台帳あるいは地図の閲覧をしてみよう、こういうことを考えております。さらに、堤防改修のときの図面、あるいはその他のいろいろの資料を収集する。さらに、行政区画の沿革、特に、千島地区がもしも沿革上変更されておるといふとあれば、これも一つの参考になりますので、こういったことも調べる。さらに、愛知県で保管しております先ほどの地籍、字、分全図が作成されて現在まで残されている経緯がどういうことに基づくのか。さらに、堤防内の陸地につきまして、昭和三十一年の四月十一日に換地処分が行なわれております。この換地処分前後の土地の状況も調べますれば、大体のことが判明するのではないかということで、現在、そういうつもりの方々から、この現地の実情を調査にかかつておるわけでございます。その調査の結果を待ちまして、も

対象になりました地区が、海面下に没しておると
いうことになりますと、これはすでに土地とは言
えないことになりますので、台帳上これは消除す
る手続をとらなければならないわけです。これは
境界も判然といたしませんし、調査いたします事
柄がたくさんございますので、そういうことを
登記所として可能な限り調べました上で、処理い
たしたい、こういうふうに考えておるようござさ
います。

○横山委員 非常に詳細な調査を感謝し、「一、お
伺いしたいのですが、先ほどの中で、海の土砂を
道路建設に当てた事実がある。それは道路公団へ
売って、対価をもったならば、正規のものだろ
うが、しかしそれが海面下のものであるならば、
私有地とは考えられないというお話をあります。
私の調査したところによりますと、南陽町土地
改良区と下之一色十一人の地主は、約四十八町六
反の土地を折半にて所有。南陽町は代表鈴木春吉
氏が分割登記をしてある。下之一色は伊藤由太郎
氏は二口、西川佐太郎氏外九名は一口ずつ所有し
ておる。これらは名四国道開通時一町七反七畝七
分を割譲、なお名四道路より以南の土砂を名四道
路完成のためにポンプ船二隻にて吹き上げ、完成
に協力し、代金百四十七万円はそのまま南陽農協
に貯金してある。土地の面には津島土木出張所に
ある。千葉の事件とは違い、海面より出ていたこ
とは立証できる。ですから、いまあなたの御説明
は、仮定の立場で結論されたのですが、海の下の
土砂を吹き上げたのであるならば、これはいけな
いとおっしゃったのですが、この調査したところ
によりますと、一つには、自分たちの登記され
た、きちんとした土地であったこと。それから千
葉の事件とは違い、海面より出ていたことが立証
できるということ。だとすれば、この不動産会社
に売った土地とは違いまして、この事案につきま
しては、私有地の土砂をポンプ船二隻で吹き上げ
て、名四国道に協力をし、代金をもらつた。この
ために沈んでしまつたかどうかは、ちょっと私も

○新谷政府委員　さいせん申し上げましたのは、海岸法に基づく土石の採取権に基づいて採取した土砂であるという前提で申し上げたのでございませんか。

海岸保全区域と申しますのは、海岸法の三条にございまして、陸地につきまして、さらに水面につきまして、双方にわたってこの保全区域といらものが指定されるわけでござります。陸地につきましては、春分の日ににおける満潮時の水ぎわ線が一つの境になります。それから水面のほうにつきましては、春分の日における干潮時の水ぎわ線が一つの線になります。そのそれぞれの線から五十メートルをこえない範囲内で、海岸保全区域といふものが指定されることになつておるようでござります。

したがいましてかなりの幅があるわけでございまして、陸地の部分にも、また水面下の部分にも、海岸保全区域といふものがあるわけでござります。そのいずれの部分でもいいのだと思いますけれども、その部分から土砂を採取いたします権利がもし与えられますれば、これは当然採取してよろしいわけでございまして、その採取した土砂を売買すれば、もちろん対価を取得できるわけでございます。

ただ、ただいまの御質問の御趣旨は、かつて私有地であったところから、現在海面下に没しておしましようとも、そこから当然に採取できるといふ考え方で、その本人が土砂を採取したものだすればどうか、こうしたことではないかと思います。

これも先ほど申し上げましたように、春分のときの満潮時の水ぎわ線が海と陸との境になるということをご存じますと、年間を通して考えますと、その水ぎわ線よりさらに陸地に入ったところに海水が押し寄せてくる場合もあり得るわけでございませんか。

ざいます。したがいまして、常時これが海底下に没しているということにはならないわけござりますので、あるいは土地と認められるところからその土砂を採取したこととも考えられますし、また春分のときの満潮時の境界線から海に向かったところ、つまりおおむね海面下に没している部分から土砂を採取いたしたといいたします。これはすでに私権の対象にならない、私有地でなくなつた海でござりますので、そこから採取することは当然にはできないことにならうかと思うのでござります。具体的な事案がよくわかりませんけれども、ごく一般論として申し上げますならば、そういうことにならうかと思うのでございます。

○横山委員 次の質問は、いま局長のおっしゃるよう、三十九年でしたかに地方自治体が課税対象からははずした。それまでは課税の通知が来、また課税をしておつた。この事実をどういうふうに考へるべきかということが一つであります。

二つ目には、本来地方自治体は、地方税法三百八十八条並びに地方自治法二百六十条によつて登記所へ申し出ないしは知事に届け出なければならぬ義務がある。それをしなかつた。さらになつてに認税対象からはずしておつた。その正規の手続きを地方自治体がせずに、納税者に対して手紙を發送するのをやめたということについては、地方自治体としては少し手落ちがあると思うのであるが、この手落ちは法律上どう理解すべきであるか。これはあなたの所管ではないかもしませんが、参考のために伺つておきたい。

○新谷政府委員 法務省の所管でございませんので、明確なことをお答えできませんけれども、課税すべきものでないといふように市町村長が認定書を作成いたしますれば、課税対象から除外するのは当然のこととござります。したがいまして昭和三十九年にこの土地について課税対象から除いたという事実があるということは、とりもなおさず市町村側として見ますれば、海面下に没した土地であるから、これは個人の所有権の対象の土地でないといふ認め定をいたしたのではないかと思うわけでござります。

で、これはそのまま課税上の問題でござります。それは單に課税対象から除外する地方自治法二百八十一條第七項の申し出がないといふことは事実のようでございますけれども、これは手落ちといえば手落ちなのかもしませんけれども、そこまで気がつかなかつたために、市の当局でそういう手続をしなかつたかということを考えられるわけでございます。この辺はまだどういう事情でそれがなされていなかつたかということがわかりませんので、先ほど申し上げましたように、そういう経緯も十分法務局のほうで調査して処理しようということにいたしている次第でござります。

○横山委員 法律によれば、また常識によれば、もしまも本来課税すべきものではないのに課税しておつたとするならば、課税対象からはずすと同時に、從来課税しておつたものについて返還措置を同時にすべきであるのが当然であると考える。それからそれとあわせて地方税法三百八十二条並びに地方自治法二百六十条に伴う措置を同時にすべきであるのが当然であると思われる。この当然であることをしないで、おまえのほうからいままで税金をもらっておつたけれどもやめたということがだけで一切他の措置をとらなかつたということは、地方自治体それ自身に非常な手落ちがあると思われる。この手落ちは、かりに海面下に没しておつたかどうかという点を除外しても、なおかつ地方自治体の責任は免れがたいと思われる。その点はどうお考えですか。

○新谷政府委員 法務省からお答え申し上げるのはちょっとといかがかと思いますので、地方自治体の責任という問題につきましてはお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。ただ、これが課税すべきものでないということがわかりました時点において課税客体から除くということは、これは徵稅官署としては当然のことであろうと思ひます。ただ土地でなくなつた時点がいつであつ

いたかといふことは、これ
いたしませんし、また市
も、それがいつからその
との確認がおそらくでき
思われます。それさえで
不當に徴収した税金を返
ざいますけれども、それ
状において課税の対象とさ
がはつきりいたしましたた
ら一応除いたというふうに
と私考えるわけでありま
うすべきであつたかといふ
ませんとわかりませんの
は責任問題というふうな確
が判明いたしました上に
うというふうに考えるわ
○横山委員 結論として、
法務局として今後なすべ
した。そうしますと今後
でありますか、地方税法
法三百六十条の措置がな
もつてこれら数項目の調
地であるが、それとも公
みずから行なう、こうい
○新谷政府委員 そのと
○横山委員 それは何法
ですか。
○新谷政府委員 不動産
います。これはかつての不
産登記法に取り込みました
たように、台帳制度と不
やつております法律の改
産登記法によりまして職
示に因する登記を適正にさ
れるようになつております
やるわけでございます。

○横山委員 いまあげら
完了するということはな
よに思われる。その間

のほうといったしましては登記所も現在はつきりようになつたかといふことなかつたのじやないかとおきますならば、あるいは措置がとれるわけでござるべきでないということと時点において課税客体かに見るのが相当であろうか確認できないまま、現すべきでないといふべきことは調査いたしてみで、その辺の清算あるいは問題は、そういうふたこと考え方をされるべきことであろうと考へてございます。はたしていつからそりでござります。

先ほど約八項目ばかり調査事項をあげられましたのはこういうことになるの三百八十一條、地方自治法とともに法務局は職権を査を行ない、そして私有地であるかという調査をうわけでございますか。

おりでございます。

によって行なわれるわけ

登記法によるわけでござ土地台帳法の規定を不動産登記制度の一元化を止がございまして、不動権で調査して不動産の表状に合わせる措置がとれます。その規定に基づいて

れました数項目の調査がなかなかむずかしいことのもちろん名港西部の埋

め立て計画がきょう、あ
ないにしても、法務省の
が出ますには相当時間が
りますが、その間空ぶらさ
けですが、法務省として
に進むと思われるか、
うでござりますから、ひ
しましても、県にいたし
建設局にいたしましてあ
るつておるかどうかとい
たきないわけでございま
はできるだけ早く処理
合が生じますので、法務
く早く現状を確認いたし
措置を講すべきであると
一生懸命にやつておるわ
関係方面がたくさんござ
重大でござりますだけに
ますけれども、できるだ
措置いたしたいと考えて
○横山委員 この調査の
立て計画がどんざするよ
らいいつていささか問題が
す。そこで、かりに名港
の調査があまりにもおく
はどういう結果であるか
管理組合が不動産会社と
円溝に話を進めるために
りのことが行なわれるよ
ら、国はどういう態度を
す。その場合に法務省と
が成り立たぬ、だから
やかに協力をしてもら
立をするということが皆
て、法務局の調査は非常
問題があるわけですね、

調査が完了してその結論かかると思われるのであらんということになるわはこの調査がいつごろまでおおよそのことだけつことつ見通しを伺いたい。中期以前からの沿革でござります。また市にいたましても、あるいは中部が判明するということもざいます。まあ市にいた、その間の資料が全部そなつことがまだはつきりしませんといろいろ不都局側としましてはなるべくまして、法律上許されてしまうことを考えて、現在いうことを考へて、現在だけでございます。何ぶんいますし、事柄が非常に簡単にはできないと思いますみやかにやるようになります。

過程において名港の埋めとは、名古屋港の状況があるような気がいたしまします。事柄が非常に簡単にはできないと思いますみやかにやるようになります。

過程において名港の埋めとは、名古屋港の状況があるような気がいたしまします。事柄が非常に簡単にはできないと思いますみやかにやるようになります。

並びに今日の地主、二つのその土地の買収なり何なすことがあつたとしたところをおそれ、事実管理組合があなたのほうされることをおそれ、事実どりますか。つまり名港は別といたしましても、その土地の買収なり何なことをおくれる、これでは計金額は別としても、すみたいという話し合いが成るのではないかと思うのでして、調査を待て、地方

自治体が事の真偽を明白にしないで措置するといふのは芳しくないといふ態度をおとりになるか、あるいはそれはそれとして円満に帰趨が決するならばそれでよしといふ態度をおとりになるか、どうぞございませんか。

○大久保委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大久保委員長 起立議員。よつて、本動議は可
決されました。
この際、本附帯決議に対し、政府の所信を求め
ます。石井法務大臣。

○新谷政府委員　事実は事実としてこれは調査する責任がござりますので、法務局としてはできるだけの調査をいたす考へでござりますけれども、ただいま仰せのように関係者の間で円満に話がつきまして、そして埋め立てが可能であるといふふうに思ひます。

○大竹委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、三党共同提案にかかります附帯決議案について、提案の趣旨を御説明申し上げたいと思
います。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

○大久保委員長 次に、おはかりいたします。
ただいま可決されました法律案に対する委員会
報告書の作成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、これに御異議ございません
か。

させたいと思っております。
○横山委員 法務大臣、そばで聞いていらっしゃつたと思うのであります。これはきわめて、名古屋港の開発、発展のために思いがけない支障ができたわけでありますが、いま民事局長から御説

附帶決議案

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○石井国務大臣　ただいま民事局長からお答え申
したとおりでよろしいと思っております。
○横山委員　終わります。
○大久保委員長　この際、おはかりいたします。

の障壁
関係当事者の正直な和意の健全鑑定
委員の人選等について慎重な考慮を払い、いや
しくも便乗的な地代・家賃の値上がりをもたらす
ことのないよう遺憾なきを期すべきである。
右決議する。

執行官法案
執行官法
(職務)

存しますが、これに御異議はございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○久大保委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

提案の趣旨は、もとよりしては、審議の結果において明らかなるところでございますが、本法案の完全な運用は裁判官の自由な裁量にまかせられている点が多くあるということ、また、鑑定委員の人選はその当を得ることが必要だと考えられるわけでありますこと、文部省としては、これまで考へてござ

二 民事訴訟法の規定による強制執行、競売法
第一條 執行官は、次の事務を取り扱う。
一 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、競売法(明治三十一年法律第十五号)その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

の起立を求める。 借地法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君に採決に入ります。 評論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大久保委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

の規定による競売その他私法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成する物の保管、管理、換価その他の行為に係る事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされれたもの

第六条 執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべきに直ちに交付し、又は供託するものを除き、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官の所屬の地方裁判所が保管する。

[View Details](#)

第二条 執行官は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の

手続の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2 執行官の事務の分配は、所屬の地方裁判所が定める。ただし、前条第二号の事務のうち裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官が取り扱う。

(除斥)

(手数料及び費用)

第七条 執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

(手数料を受ける場合)

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達（執行行為に属するものを除く。）

二 差押え又は仮差押え（民事訴訟法第五百八十六条第二項の規定による照査手続において行なわれるものを除く。）

三 民事訴訟法第五百八十六条第二項の規定による照査手続に係る事務

四 換価のために有体動産の引渡しを受けること。

五 競売又はその他の方法による換価の実施（民事訴訟法第五百八十二条又は第五百八十三条に規定する事務を含む。）

六 特定の動産又は代替物の一定の数量を債務者から取り上げて債権者に引き渡すこと。

七 不動産又は人の居住する船舶について債務者の占有を解いて債権者にその占有を得させること。

八 差押え又は仮差押えをした物を債務者その他者に保管させた場合におけるその状況の点検

九 差押え又は仮差押えをした物を執行処分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十 商法（明治三十二年法律第四十八号）、破産法（大正十一年法律第七十一号）、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一 拒絶證書の作成

十二 債務者が抵当証券の持有人に対して支払をしない旨の証明

十三 民事訴訟法第六百四十三条第三項の規定

による不動産の取調べ

十四 前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務

十五 民事訴訟法第七百三十三条第一項の規定による決定に基づく執行

十六 仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十七 前二号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十八 前二号の事務に係る手数料を受ける。

十九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

二十 果実収穫の費用

二十一 民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

二十二 執行官の旅費及び宿泊料

二十三 前項第二号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務について、競売の日時及び場所の公告その他最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事訴訟法第五百五十九条に規定する事由又は申立ての取下げその他の事由に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

二十四 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

二十五 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合におけるこれららの費用とする。

二十六 前項に規定する費用を除くほか、費用の額

二十七 前条第一項第一号から第十六号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他の一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

二十八 前条第一項第十七号の事務に係る手数料の額は、裁判において当該事務を執行官が取り扱うべきものとした裁判所が定める。

二十九 前条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十二号の費用（鑑定人の報酬を除く。）の額は、最高裁判所の規定で定めるところによる。

三十 前項に規定する費用を除くほか、費用の額

三十一 前条第一項第三号による。

二 公告の費用

三 民事訴訟法第五百三十七条に規定する立会人の日当及び旅費

四 鑑定人の日当、旅費、宿泊料及び報酬

五 技術者及び労務者の手当

六 民事訴訟法第五百八十二条又は第五百八十三条に規定する事務を行なうための費用

七 物の運搬、保管、監守及び保存の費用

八 果実収穫の費用

九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

十 物の現況を記録するために撮影する写真的費用

十一 民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

十二 執行官の旅費及び宿泊料

十三 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

十四 前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。

十五 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立てに手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立て人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。

十六 前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。

十七 執行官は、申立てに手数料及び職務の執行に要する費用の支払又は償還の義務を免れる。

十八 執行官は、申立てを却下することができる。

十九 執行官は、申立てによる場合

二十 執行官は、申立てによる場合

二十一 執行官は、申立てによる場合

二十二 執行官は、申立てによる場合

二十三 執行官は、申立てによる場合

（手数料の弁済期）

第十三条 執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八条第一項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十四条 手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、五年間行なわないときは、時効により消滅する。

第十五条 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立てに手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立て人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。

第十六条 訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合においては、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受ける。

第十七条 執行記録その他の執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。

公証人」に改める。
(民法の一部改正に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に執行を終えた職務に關して受け取つた書類についての執行吏の責任の消滅時効については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に關する債権及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が終了した場合におけるその事項に關する債権についても、同様とする。

(商法施行法の一部改正)

第十八条 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項中「執達吏」を「執行官」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十九条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のよう改める。

(訴訟費用臨時措置法)

第一条中「刑事訴訟費用、執行吏手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。

第四条から第六条までを削る。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第二十条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十一年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第四号」を「第五号」に改める。
(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十一条 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を「訴訟費用臨時措置法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する

協定の実施に伴う民事特別法の一部改正)

第二十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互通報並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「債権者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は執行吏」を「執行吏又は執行官」に改める。

(商法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十条第二項

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)

三 破産法第二百八十六条第一項及び第二百八十八条

四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第二十一条

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第四号」を「第五号」に改める。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十条 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を「訴訟費用臨時措置法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

十 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第七条、第十条第三項、第十二条第三項、第十七条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条並びに第二十六条第二項

十一 特許法(昭和二十四年法律第二百二十一号)第二百九十条

十二 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第十三号及び第五十五条第三号

十三 國民年金法(一部改正)

二十四 國民年金法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第十三号及び第五十五条第三号

二十五 國民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「執達吏規則(明治二十三年法律第二百五十一号)に基く」を「執行官法(昭和二十二年法律第二百四十九号)附則第十三条の規定に基づく」に改める。

(通算年金通則法等の一部改正)

二十六条 次に掲げる法律の規定中「執達吏規則(明治二十三年法律第二百五十一号)」を「執行官法(昭和四十一年法律第二百四十九号)附則第十三条の規定に基づく」に改める。

(通算年金通則法等の一部改正)

二十七条 次に掲げる法律の規定中「執達吏規則(昭和三十一年法律第二百四十九号)」を「執行官法(昭和四十一年法律第二百四十九号)附則第十三条の規定に基づく」に改める。

二十八条 第三条第二項第十二号

二十九条 第二条第二項第十二号

三十一条 第二条第二項第十二号

三十二条 第二条第二項第十二号

三十三条 第二条第二項第十二号

三十四条 第二条第二項第十二号

三十五条 第二条第二項第十二号

三十六条 第二条第二項第十二号

三十七条 第二条第二項第十二号

三十八条 第二条第二項第十二号

三十九条 第二条第二項第十二号

四十条 第二条第二項第十二号

四十一条 第二条第二項第十二号

四十二条 第二条第二項第十二号

四十三条 第二条第二項第十二号

四十四条 第二条第二項第十二号

四十五条 第二条第二項第十二号

四十六条 第二条第二項第十二号

四十七条 第二条第二項第十二号

四十八条 第二条第二項第十二号

四十九条 第二条第二項第十二号

五十条 第二条第二項第十二号

五一条 第二条第二項第十二号

五二条 第二条第二項第十二号

五三条 第二条第二項第十二号

五四条 第二条第二項第十二号

五五条 第二条第二項第十二号

五六条 第二条第二項第十二号

五七条 第二条第二項第十二号

五八条 第二条第二項第十二号

五九条 第二条第二項第十二号

六十条 第二条第二項第十二号

六一条 第二条第二項第十二号

六二条 第二条第二項第十二号

六三条 第二条第二項第十二号

六四条 第二条第二項第十二号

六五条 第二条第二項第十二号

六六条 第二条第二項第十二号

六七条 第二条第二項第十二号

六八条 第二条第二項第十二号

六九条 第二条第二項第十二号

七十条 第二条第二項第十二号

七一条 第二条第二項第十二号

七二条 第二条第二項第十二号

七三条 第二条第二項第十二号

七四条 第二条第二項第十二号

七五条 第二条第二項第十二号

七六条 第二条第二項第十二号

七七条 第二条第二項第十二号

七八条 第二条第二項第十二号

七九条 第二条第二項第十二号

八十条 第二条第二項第十二号

八一条 第二条第二項第十二号

八二条 第二条第二項第十二号

八三条 第二条第二項第十二号

八四条 第二条第二項第十二号

八五条 第二条第二項第十二号

八六条 第二条第二項第十二号

八七条 第二条第二項第十二号

八八条 第二条第二項第十二号

八九条 第二条第二項第十二号

九十条 第二条第二項第十二号

九一条 第二条第二項第十二号

九二条 第二条第二項第十二号

九三条 第二条第二項第十二号

九四条 第二条第二項第十二号

九五条 第二条第二項第十二号

九六条 第二条第二項第十二号

九七条 第二条第二項第十二号

九八条 第二条第二項第十二号

九九条 第二条第二項第十二号

一〇〇条 第二条第二項第十二号

一〇一条 第二条第二項第十二号

一〇二条 第二条第二項第十二号

一〇三条 第二条第二項第十二号

一〇四条 第二条第二項第十二号

一〇五条 第二条第二項第十二号

一〇六条 第二条第二項第十二号

一〇七条 第二条第二項第十二号

一〇八条 第二条第二項第十二号

一〇九条 第二条第二項第十二号

一〇一〇条 第二条第二項第十二号

一〇一一条 第二条第二項第十二号

一〇一二条 第二条第二項第十二号

一

しての性格の強化をはかるとする点にあります。すなわち、この法律案による執行官の制度においては、これが当事者等から受けける手数料をその収入とする点は従来の執行官の場合と同様をそのまましておきます。また、執行官各自が執務の本拠としてみずから役場を設置しそれを維持するという従来のあり方を改めまして、執行官は通常の裁判所の職員と同様に裁判所に勤務するといったしておきます。まず、執行官各自が個の執行官に直接事務の取り扱いを委任するという従来の制度を廃しまして、当事者は国の機関としての執行官に対して申し立てを行なうこととするとともに、執行官の事務の分配は、原則としてその所属の裁判所が定めることとし、また、職務を担当する執行官が手数料等の予納金その他職務上取り扱う金銭を各自の責任において保管するという従来のあり方を改めまして、執行官の取り扱うこれらの金銭は原則として裁判所が保管することとする等、現行の執行官の制度に比しまして、その職務体制その他を合理化し、執行官の行なう民事裁判の執行その他の事務の運営を適正円滑化するための基盤を強化しようとするものでござります。

以上が執行官法案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いする次第でございます。

○大竹委員長代理 次に、補足説明を求めます。

○鹽野司法法制調査部長

○鹽野政府委員 執行官法案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、この法案を提出するに至りますまでの経過について若干御説明いたしたいと存じます。

御承知のとおり、執行官制度については、明治二十三年に現行の執達吏規則及び執達吏手数料規則が施行されて以来、ほとんど見るべき改革が行なわれることなく今日に至っているのでござります。そのため、この制度については、つとにその根本的な改革が必要であるとの意見が強く、戦前

におきましても、司法省におきまして長らくその改革のための検討が続けられましたが、戦争激化のため中斷のやむなきに至りました。さらに戦後におきましては、各分野の法制が一新された中にあって、古くから本格的に手の加えられたことの適合しない点が多いとして、この制度の改革を望行吏に対し、執行吏制度の改善に関する意見を照会したところ、この制度についての根本的改革を必要とする旨の回答が大多数を占めていたのでござります。

そこで、このような諸事情を背景といたしまして、昭和二十九年に、法務大臣から法制審議会に対し、「執行吏制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との諸問が、強制執行及び競元に關する制度の改善についての諸問とともに発せられるに至ったのでござります。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

法制審議会におきましては、右の二つの諸問についてあらかじめ調査審議するため強制執行制度部会を設けましたが、同部会は、裁判官、弁護士等の実務家、学者等によつて構成され、同年七月からその審議に入ったのであります。

さて、この強制執行制度部会では、その小委員会においてではありますが、まず執行吏制度改善の基本的方向について一般的に検討した結果、昭和三十一年に至りまして、「現行の執行吏制度、すなわち、当事者の委任によつて事務を取り扱い、当事者から手数料を受けてこれを自己の收入とする制度を廢止し、これを固定俸給制の裁判所職員たる執行官の制度に改める」という一つの日途を今後の検討の方向として打ち出したのであります。

その後、同小委員会等では、この方向に沿つて法制面における執行官制度の構想の具体化について検討するとともに、これを前提として、執行官

が準拠すべき民事訴訟法等の改正につき逐条的な検討を進めたのであります。組織面及び手続面についての問題点が複雑にからみ合っているものでありますため、その作業に思わずる長年月を費やす結果となつたのでござります。ところで、それの間、このように法制的な面から検討が加えられる一方、この俸給制執行官の制度の円滑な運営が現実に可能であるかどうか、その実現の見通しはどうであるかといふ問題についても、さまざまなものであります。この点に關しましては、現在執行吏の取り扱つてゐる事務が他の一般の司法事務または行政事務とは著しく異なる特殊性、困難性を有すること、俸給制のもとでは現行の手数料制下におけるよりもかなり多数の職員が必要となることを覺悟しなければならないこと、したがつて、強制執行等の事務を行なう職員としてふさわしい素養と能力を有し、しかも、この決して愉快とはいえない職務に挺身する意欲を有する者を十分な数だけ獲得し、引き続いき常時必要数を補給するともに、その勤労意欲と事務能率の向上ないしはその持続を確保することがきわめて困難であること等を考慮いたしますと、俸給制執行官の制度の創設、維持及び運営については、通常の公務員制度の維持運営の場合には考慮する必要性の少ない特殊な困難性を内包していることが認められるのでござります。これららの点を無視して強引に制度を実現させることは避けなければならないと考えられました結果、結局、現段階においては、遺憾ながら俸給制執行官制度への踏み切りは困難であるという見通しを立てざるを得なかつたのでござります。

しかしながら、現行執行吏制度の実情を見ますに、執行吏希望者の漸減、執行吏数の減少、その老齢化、いわゆる執行吏代理の制度による弊害の顕著化等が指摘されるほか、執行吏等による金銭上その他の事故がたびたび報ぜられるに至り、各方面において、制度の根本的改革もさることながら、早急に改善措置を講ずべきであるとの要望が強くなつてしまひました。

そこで、法制審議会では、この際、俸給制執行官の制度についての検討はしばらくおき、とのあげず、さしあたって実施すべき改善の方策を策定することが急務であると判断し、現行の手数料制は維持することとしつつ、その他の点において、できる限り執行吏の職務体制の合理化をはかるとともに、裁判所の監督を有効ならしめる基礎をつくるための方策を取りまとめ、本年三月法制審議会から法務大臣に対して、執行吏制度改正要綱として答申されたのでございます。

今回の法律案は、右の答申にかかる要綱を基礎として作成したものでありまして、形式として、は、裁判所法の一部を改正して、執行吏にかえて執行官を置き、執行官についての基本的事項を定める執行官法を制定して、従前の執達吏規則及び執達吏手数料規則を廃止することとしております。

次に、この法律案の主要な内容について若干御説明申し上げます。

最初は執行官の新設についてであります。執行吏は、裁判所法第六十二条の規定によりまして、各地方裁判所に置かれているのであります。が、法律案附則第三条におきまして、これを改正し、執行吏にかえて新たに執行官を置くこととしたしております。

もつとも、この執行官は、すでに述べましたように、「執行官」という官名は与えますものの、俸給制の職員ではなく、法律案第七条に規定されておりますように、当事者等から手数料を受けてこれを自「」の収入とすることとなつておりますので、この点現行の執行吏制度に比して変わりばえがないとの批判を免れないとも思われますが、この手数料制の点を除きましては、できる限り執行官の職務体制を近代化し、その公務員としての色彩の強化をはかるための措置をとり、手数料制に伴うといわれる弊害を最小限度にとどめることにつとめております。「執行吏」という名称にかえて、あえて「執行官」という官名を採用いたしましたのも、執行に従事する職員自身について公務員

としての自覚を強からしめるとともに、他方一般世人の認識をも一新させるため、この際、心氣を新たにすることを目的とするものにはかならないのであります。

なお、法律案附則第六条によりまして、この法律施行の際現に執行吏に任命されている者は、別に辞令が発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなすこといたしております。

次は、執行官の勤務の本據についてであります。

現在の執行官は、裁判所の職員でありながら、執達吏規則第五条により、所属地方裁判所の管轄区域内に役場を設けることとされておりますので、執行官は、自己の責任と計算において役場を設置し、これを運営しているのであります。この法律案におきましては、執行官の公務員としての性格をより強化するために、この役場の制度をとらないことといたしました。したがって、執行官も、通常の裁判所職員と同様に、裁判所に勤務するという体制になるわけであります。

次は、執行官の職務についてであります。

執行官の職務内容に関する現行の執達吏規則の規定は、今日では、執行官の職務内容を的確に言ふべきものといたしまして、現在は、他の法令の規定と重複しているものや、現在は適用の余地がなくなっているものがありますとともに、反面、社会情勢の推移に伴い、当初この規定が予想しなかつたと思われるような事務についても、執行官がその職務として取り扱っている場合が次第に多くなっているのであります。

そこで、この法律案におきましては、現在の執行官の職務内容の実態を尊重いたしまして、現に執行官の取り扱っている種類の事務はこれを執行官の職務内容に含ませることとするとともに、右の死文となつたものを削り、その職務内容についての表現を整理することとしております。これが法律案第一条でございます。

次は、執行官の事務の処理及び事務の分配についてであります。

右に述べました執行官の職務とされる事務を、かとい、執行官の事務処理の体制は、執行吏制の改善について重要な問題であります。この点は、法律案の第二条に規定されております。

執達吏規則によりますと、執行官は、裁判所等の命令により、または当事者の委任によつて事務を取り扱うことになっておりますが、この法律案では、執行官の公務員としての性格を強化する一環として、当事者は國の機関である執行官に対し、「委任」という用語を用いないことといたしました。

また、現在、執行官が直接当事者から委任を受けた事務については、裁判所も、委任を受けた執行官も、特段の事由がある場合は除き、これを他の執行官に移転することはできないことになつたことといたしました。したがつて、執行官も、当するかは、委任を行なう当事者の選択にゆだねられる結果となり、いわゆる「自由選択制」の職務体制となつてゐるわけであります。しかしながら、このいわゆる自由選択制は、一部で伝えられる執行官と委任者その他の関係人との間の不明朗な関係を醸成し、ひいては、執行官の職務執行の権威、中立性を低下させ、あるいはそのような印象を世人に与えている点につき、その大きな原因の一つとなつてゐるものと考えられますので、この法律案では、すべての執行官の事務について、裁判所で特定の執行官が取り扱うべきものとされる場合を除きまして、所属地方裁判所が事務の分配を行なう権限を有することにいたしたいのでござります。

次は、執行官が取り扱う金銭の保管についてであります。

現在、裁判機関の行なう裁判事務に関する予納金等の保管につきましては、歳入歳出外現金出納官吏がこれを取り扱う等の措置がとられており、官吏がこれを取り扱う等の措置がとられており、

執行裁判所の取り扱う強制執行事務の場合もその例外をなすものではございませんが、執行官の場合には、手数料等の予納金はもちろんのこと、職務の執行として差し押さえ、または交付を受けた金銭も、訴訟法の規定に基づいて供託することとなる

現実に執行官がどのような経路で取り扱うに至るかとい、執行官の事務処理の体制は、執行吏制度の改善について重要な問題であります。この度の改善によりまして、この法律案の第二条に規定されております。

執達吏規則によりますと、執行官は、裁判所等の命令により、または当事者の委任によつて事務を取り扱うことになっておりますが、この法律案では、執行官の公務員としての性格を強化する一環として、当事者は國の機関である執行官に対し、「委任」という用語を用いないことといたしました。

また、現在、執行官が直接当事者から委任を受けた事務については、裁判所も、委任を受けた執行官も、特段の事由がある場合は除き、これを他の執行官に移転することはできないことになつたことといたしました。したがつて、執行官も、当するかは、委任を行なう当事者の選択にゆだねられる結果となり、いわゆる「自由選択制」の職務体制となつてゐるわけであります。しかしながら、このいわゆる自由選択制は、一部で伝えられる執行官と委任者その他の関係人との間の不明朗な関係を醸成し、ひいては、執行官の職務執行の権威、中立性を低下させ、あるいはそのような印象を世人に与えている点につき、その大きな原因の一つとなつてゐるものと考えられますので、この法律案では、すべての執行官の事務について、裁判所で特定の執行官が取り扱うべきものとされる場合を除きまして、所属地方裁判所が事務の分配を行なう権限を有することにいたしたいのでござります。

次は、執行官が受け手数料等についてでございます。

すでに述べましたように、今回の執行官制度における手数料制を存続させることといたしました。おきましては、手数料制を存続させることといたしましたが、執行官が受け手数料、支払手数料等にその事務に關する手数料及び費用の弁済を明確にしたものといたします。

第十二条は、手数料及び費用の支払い義務者を明確にしたものといたします。

第十三条は、執行官は各個の事務を完了したとき等にその事務に關する手数料及び費用の弁済を受けることができるようとしたといたしました。執達吏手数料規則の規定によりますと、執行官は、委任による事務については、その委任が終了した後でなければ、つまり、通常の場合には事務全体が終了した後でなければ手数料等の弁済を受けることができないこととなつております。

第十四条は、執行官が手数料等を受ける権利の時効による消滅について、第十五条はすでに述べましたように手数料等の予納について、第十六条

の支払いまたは償還を受けることを定めたものであります。

第八条及び第九条は、手数料を受けるべき各個の額につきましては、執達吏手数料規則及び訴訟費用等臨時措置法に規定されているのでございまが、個々のこまかい職務行為について一々法律で手数料額を定めることはあまりにも繁雑に過ぎるものと思われますし、具体的な額について

は、執行官制度及び強制執行制度等の運営の責任を有しております裁判所が一切の事情を考慮して定めることとしても弊害は考えられないばかりでなく、かえつて、実情に即応した適切な額を定めることができると考えられますので、法律案において各個の事務を列挙して法定し、その事務に受けることとしても弊害は考えられません。次に、手数料等の予納金につきましては、これを執行官に対してではなく、直接その所属の地方裁判所に対して予納されることとし、執行官は、予納を受けた裁判所から支払いまたは償還を受けることとしております。これは法律案の第十一条第二項でござります。

ただ、現金の保管をすべて裁判所が行なうものとする措置を、執行官制度発足の当初から一貫的に完全に実施することは、種々の事情によりまして困難であると考えられますので、法律案附則第十条におきまして、暫定的に、当分の間は必ずしも右の措置によることなく、最高裁判所が別段の定めをすることができるようになつたのでござります。

次は、執行官が受け手数料等についてでございます。

すでに述べましたように、今回の執行官制度における手数料制を存続させることといたしましたが、執行官が受け手数料、支払手数料等にその事務に關する手数料及び費用の弁済を明確にしたものといたします。

第十二条は、手数料及び費用の支払い義務者を明確にしたものといたします。

第十三条は、執行官は各個の事務を完了したとき等にその事務に關する手数料及び費用の弁済を受けることができるようとしたといたしました。執達吏手数料規則の規定によりますと、執行官は、委任による事務については、その委任が終了した後でなければ、つまり、通常の場合には事務全体が終了した後でなければ手数料等の弁済を受けることができないこととなつております。

第十四条は、執行官が手数料等を受ける権利の時効による消滅について、第十五条はすでに述べましたように手数料等の予納について、第十六条

は訴訟上の救助を受けた者の申し立てによる場合の手数料等に關する特例について定めたものでございます。

次は、他の執行官の援助についてでございます。

現行法におきましては、執行官は、常に単独で職務を行なうこととなるのであります。が、大規模な不動産の明け渡しの執行、大規模な保全処分の執行等の場合の要請に対処するため、この法律案第十九条におきまして、新たに執行官が所属地の方裁判所の許可を受けて他の執行官の援助を求めることができます。といたしております。

次は、執行官の退職後の給付等についての検討等についてでございます。

現在執行官は、官吏恩給法に照らして、一般的恩給と異なる独自の恩給を受けているのであります。が、遺族扶助料等に相当するものは支給されず、また、国家公務員共済組合法、国家公務員等退職手当法等による給付も受けないこととなつております。そこで、執行官の退職後の処遇等について、この際制度の整備をはかる必要があると考えられます。が、手数料制をとっている等の特殊性に基づく複雑な問題が伏在しております関係上、今までのところその成案を得るに至つておりません。法律案附則第十二条におきましては、執行官の退職後の給付等について、今後引き続いて検討を行ない、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたしております。したがいまして、その検討の結果、退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、現在の執行官と同様の恩給、すなわち恩給法の例によって普通恩給または増加恩給に相当する恩給を受けることとしておりまして、この恩給の年額は、現在と同様、執行官の国庫補助基準額とみなして算出することといたしております。これらの点は、法律案附則第十三条でございます。

次は、いわゆる執行官代理についての暫定措置についてでございます。

現行のいわゆる執行官代理の制度につきましては、その弊害が各方面から指摘されていること及

び今回の法律案の趣旨が執行官の公務員としての性格を強化することにあることにかんがみます。で、このような制度を執行官については設けないことをいたしました。ただ、現在相当数の、いわゆる執行官代理が、執行官のもとにあって臨時にその職務の委任を受けて稼働している現状にかんがみまして、いま直ちにこの事態を完全に消滅させることは困難と考えられますので、法律案附則第十二条におきまして、当分の間に限り、一定の資格のある者には、執行官において、所属地方裁判所の許可を受けて、臨時にその職務を代行させることができます。

以上が、今回の法律案の内容の主要点であります。が、なお、この法律案におきましては、執行官の処分に対する不服の申し立て方法を整備し、裁判所書記官に執行官の職務を代行させることがであります。が、執行官の職務を代行させることができる場合の要件を緩和して、事務の運営の円滑を確保することとしたほか、執行官の除斥、職務執行区域、執行記録の保管等、謄本等の作成及び国庫補助金につきまして、現在の執行官について行なわれているものとおおむね同趣旨の措置を講ずることといたしております。

また、附則におきましては、すでに御説明いたしました事項のほか、この法律の施行期日、この法律の施行に伴う経過措置及び暫定措置、必要な関係法律の整備等を定めております。

以上御説明申し上げましたところが、執行官法案の内容の概略でございますが、執行官制度及びこれに關係する強制執行の制度等についてのさしあたつての改善措置としては、これのみで足りるものは必ずしも考えていたるわけではございません。

さらに、この法律案によって発足することとなる執行官制度の実施の状況を参照し、また、今後における強制執行及び競売の手続の面における検討の成果を取り入れた上、理想的、根本的な改善策の樹立に向かって検討を續けたいと考えております。

ます。

○大久保委員長

これにて本案に対する提案理由及び補足説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次会は明後十二日に委員会を開会することと

し、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

